

新宿区立学校給食調理業務委託プロポーザル募集要領

1 プロポーザルの趣旨

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、安全性の確保が重要である。給食の調理業務は、子どもたちが食べるものであることから、学校給食衛生管理基準を遵守し学校栄養士と協力して、衛生的な手順で、おいしく、安全な給食を提供するための専門性が求められる。

調理業務を行う事業者は、児童生徒、保護者並びに教職員が安心して調理業務を任せることのできる一定の水準以上の従業員の確保が不可欠である。

このため、新宿区教育委員会事務局（以下「区教委」という。）は、上記の条件を満たす十分な技術と知識、実績を兼ね備えた豊かな人材を確保できる委託候補者を総合的に評価するため公募型プロポーザル方式により実施する。

2 業務の概要

(1) 委託内容

別紙「見積りのための仕様書」のとおり

(2) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

業務の履行実績を評価し良好な場合に、当該年度の予算額の範囲において、5年を上限とした契約の継続を可能とする。

(3) 履行場所

	学校名	所在地
1	余丁町小学校	東京都新宿区若松町13番1号
2	四谷小学校	東京都新宿区四谷二丁目6番地
3	大久保小学校	東京都新宿区大久保一丁目1番21号
4	戸塚第二小学校	東京都新宿区高田馬場一丁目25番21号
5	落合第一小学校	東京都新宿区中落合二丁目13番27号
6	落合第三小学校	東京都新宿区西落合一丁目12番20号
7	西早稲田中学校	東京都新宿区戸山三丁目20番2号

(4) 委託の条件

- ① 区教委が作成する委託仕様書及び学校栄養士が作成する調理業務指示書に従い調理業務を実施する。
- ② 児童生徒数及び食数に応じた調理員の配置を行う。
- ③ 配置する調理員の業務責任者及び業務副責任者については、「見積りのための仕様書」に記載の基準を満たすものとする。

3 応募資格

プロポーザルの応募資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。基準日については、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要領を、区公式ホームページ等に掲出し、公表した日（令和7年8月25日）とする。

なお、契約時までには下記の応募資格を欠いた場合は、契約を締結しないことができるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- (3) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (4) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (7) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (9) 現在、東京23区内の小中学校又は中学校で自校調理方式による学校給食調理業務受託実績があること。
- (10) 東京都内に本社又は事業所が所在していること。
- (11) 次に掲げる事項に関して、十分な技術・知識及び実績を有するとともに、豊かな人的資源を確保できること。
 - ① 学校給食衛生管理基準に基づく業務に関すること。
 - ② 自校調理方式の学校給食や回転釜等を使った大量調理業務に関すること。
 - ③ アレルギー等対応食、行事に合わせた給食や多様化給食(セレクト給食等)に関すること。
 - ④ 食中毒や異物混入、火災事故に対する危機管理に関すること。
 - ⑤ 学校行事への協力に関すること。

4 参加手続き

プロポーザルの参加を希望する者は、下記書類を期限までに提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 新宿区立学校給食調理業務委託プロポーザル申込書兼誓約書（第1号様式） 1部
 - ② 会社概要（様式は問わず、通常の広報で使用しているものでよい。） 1部

③ 回答書及び見積書 10部

※ A4判縦長、横書き、両面印刷(表紙を除く。)とし、左上をとじること。

※ 回答書11番(整理No3-1から6-2まで)は、文字サイズ10.5ポイント以上で26ページ以内に収め、ページ番号を付けること。

(2) 提出期日及び提出方法

①、② 令和7年9月16日(火)16時まで

事務局へ持参にて提出すること。

③ 令和7年9月19日(金)16時まで

事務局へ持参にて提出すること。※あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

期間内に提出された書類で訂正又は差し替えがある場合は、それぞれの提出期日まで受け付ける。

5 参加の辞退

プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「新宿区立学校給食調理業務委託プロポーザル辞退届」(第2号様式)を事務局へ提出すること。

6 質疑・回答

(1) 参加予定者の質疑

参加予定者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあたっては、「新宿区立学校給食調理業務委託プロポーザルに関する質問書」(第3号様式)を以下のとおり提出する。

・提出期限：令和7年9月9日(火)正午まで

・提出方法：メールによる送信とする。メールアドレス：hokenkyusyoku@city.shinjuku.lg.jp

(2) 質疑に対する回答

回答は参加予定者全員に対して、令和7年9月12日(金)16時までに、メールにより行う。

7 回答書の内容

回答書作成にあたっては、別紙「見積りのための仕様書」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で作成すること。回答書に記載する内容は、次のとおりとする。

(1) 法人実績

実績、社員数、免許取得者数、業務責任者数、組織図、食中毒事故発生件数、火災事故発生件数、誤配・誤食事故発生件数、契約実績等

(2) 見積額及び勤務体制

見積額、配置人員

(3) 安全管理

食中毒対策、防火対策、異物混入対策、給食室の清掃・点検、食物アレルギー対応

- (4) 調理・育成
調理技術、人材育成
- (5) 運営体制
業務責任者・副責任者、巡回指導、人材確保、研修計画
- (6) 学校との連携・抱負
学校との連携・児童生徒との関わり、本業務に対する提案、抱負

8 選定方法

新宿区立学校給食調理業務委託に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、以下のとおり選定を行う。

(1) 第一次評価

回答書をもとに書類評価を行い、上位 8 社程度を、第二次評価を行う事業者として選定する。ただし、第一次評価の評価点の合計点が 60 パーセントに満たない応募事業者については、第二次評価を行わない。

なお、評価結果については、第一次評価終了後、参加者に対して電子メール等により通知する。

(2) 第二次評価

第二次評価を行う事業者を対象に、指定する日時及び場所において、ヒアリング及びプレゼンテーションにより評価を行う。

なお、第一次評価終了後に第二次評価参加事業者に対して質疑及び要望事項を通知し、回答を求めることがある。

(3) 委託候補者の選定

第二次評価の評価合計点に見積の金額を基に算出した価格評価点と第一次評価の評価合計点の 1 割を加算して最終評価とし、合計点の上位 5 社を委託候補者として選定する。

(4) 評価基準概要

評価項目は次のとおりである。

No.	項目	評価内容	評価方法	
1	法人実績	(1)実績校数	第一次評価	/
		(2)食中毒事故件数等(過去 3 年間の関東圏内公立学校での件数と対応)		
		(3)火災事故件数等(過去 3 年間の関東圏内公立学校での件数と対応)		
		(4)食物アレルギー事故件数等(過去 3 年間の関東圏内公立学校での件数と対応)		
2	配置人員	(1)各校の従事者の配置状況		
3	安全管理	(1)食中毒対策		
		(2)防火管理対策		
		(3)異物混入対策		
		(4)機器具の使用状況、給食室の清掃・点検状況		

		(5)食物アレルギー対応		第二次評価
4	調理・育成	(1)調理技術の内容、有効性		
		(2)未経験・短時間勤務者の育成		
5	運営体制	(1)業務責任者・副責任者の配置、経験		
		(2)巡回指導者の経験、巡回内容、有効性		
		(3)人材確保の方法、継続性		
		(4)研修計画の内容、妥当性		
6	連携・抱負	(1)児童生徒との関わり、教職員との連携		
		(2)新宿区立学校給食調理業務への提案・抱負		
7	見積	各校の見積金額		価格評価

9 評価結果

- (1) 最終結果は、郵送にて通知する。
- (2) 第二次評価の総合評価点が1位及び2位の事業者は、「2業務の概要(3) 履行場所」に掲げる学校のうち2校の委託候補者とし、3位から5位までの事業者は1校の委託候補者とする。
- (3) 1位の事業者が2校を受託することができないと判明した場合は、次点の事業者と順次協議の上、委託候補者を決定する。
- (4) 2位の事業者が2校を受託することができないと判明した場合は、1位の事業者を委託候補者とする。ただし、1位の事業者がこの受託を辞退した場合は、次点の事業者と順次協議の上、委託候補者を決定する。
- (5) 委託候補者のうち、受託することができないと判明した場合は、1位の事業者を委託候補者とする。ただし、1位の事業者がこの受託を辞退した場合は、次点の事業者と順次協議の上、委託候補者を決定する。
- (6) 委託予定校以外の学校で委託する委託候補者を選定する必要が生じた場合は、1位の事業者を当該校の委託候補者とする。ただし、1位の事業者が当該校を受託することができないことが判明した場合は、次点の事業者と順次協議の上、委託候補者を決定する。
- (7) 履行場所(委託校)は、回答書及び見積書の内容を踏まえ、区教委が指定する。

10 スケジュール(予定)

募集要領の配付	令和7年8月25日(月)から令和7年9月16日(火)16時まで
申請書の提出	令和7年8月25日(月)から令和7年9月16日(火)16時まで
質問書の受付	令和7年8月25日(月)から令和7年9月9日(火)正午まで
質問に対する回答	令和7年9月12日(金)16時まで
回答書の受付	令和7年8月25日(月)から令和7年9月19日(金)16時まで
第一次評価	令和7年10月23日(木)(予定)
第一次評価結果通知	令和7年10月28日(火)(予定)

第二次評価	令和7年11月9日（日）（予定）
第二次評価結果通知(発送)	令和7年12月1日（月）（予定）

11 結果の公表

委託候補者の決定後、件名、委託候補者名、選定委員会選定委員の内訳等を区公式ホームページにて一年間公表する。

12 契約の締結

- (1) 本件業務委託は令和8年度予算の成立を条件とする。また、成立した予算の範囲内で契約を行うものとする。
- (2) 契約にあたっては、採用された回答書の内容について、区教委は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。また、「2業務の概要」に示す委託の内容、履行期間及び履行場所に変更が生じる場合がある。

13 留意事項

- (1) 提出物の取扱い
回答書等の提出物については、区教委の所有物として区教委が保管し、評価後、区教委において適切に管理及び廃棄し、応募事業者への返却は行わない。
- (2) 参加経費等
プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとする。
- (3) 適正な手続きの順守
申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、選定委員会選定委員との接触を禁ずるものとし、違反した場合には、評価を不適とする。
- (4) 新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号）に定める労働環境の適正性の確認について理解し、適用対象となった場合は契約締結後に必要な書類（労働環境確認報告書等）を提出する。

14 提出先及び問合せ先

（プロポーザル事務局）

新宿区教育委員会事務局学校運営課保健給食係

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目5番1号 新宿区役所第1分庁舎4階

Tel : 03-5273-3098 Mail : hokenkyusyoku@city.shinjuku.lg.jp

学校給食調理業務委託プロポーザル担当